

平成28年度 地方分権改革に関する提案

# マイナンバー利用事務の委託を受けた者について 情報連携の利用が可能となるよう見直し

平成28年7月15日

大阪府

重点番号23:マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し(大阪府)

## 今回の提案内容

大阪府からマイナンバー利用事務の委託を受けた指定管理者において、情報連携の利用が可能となるよう見直しを行う。

現行マイナンバー法において、指定管理者は府が保有する個人番号の利用はできる(法第9条)が、他機関が保有する特定個人情報提供を受けることができない(法第19条第7号)。

### マイナンバー法の改正

指定管理者は地方自治法第244の2に基づき、議会の指定議決を受けた事業者

法第19条第7号に定める「情報照会者」に「マイナンバー利用事務の委託を受けた指定管理者」を含める。

### ◇マイナンバー法

**第九条** 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

**第十九条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。  
(省略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第二欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合には、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。（以下省略）

## 提案の背景

### 指定管理者への 委託の実情

大阪府では、大阪府営住宅の管理運営業務について、民間事業者等が有するノウハウを活用し、入居者サービスの向上及び経費の節減を図るため、平成24年度から全府営住宅において指定管理者制度を導入（府内11地区、管理戸数約12万7千戸）。（全国半数以上の都道府県が公営住宅の管理運営業務に指定管理者制度を導入している。）

### 指定管理者制度の 導入効果

- 窓口で受付が完結することで迅速な処理が可能（行政の事務効率化・申請者の利便性向上）
- 管理代行時代に比べて年間約10億円の削減効果
- 入居者サービスの向上（土曜日営業など）
- 高齢者の見守り活動や子育て世帯への支援活動など多様なサービスを展開

## 具体的な支障事例

指定管理者が情報連携を利用できなければ、現行業務のほとんどを処理できなくなる。

<指定管理者の業務(主なもの)>

業務内容	主な内容	年間処理件数
家賃等の収納に関する事務	収入申告受付	約106,000件
	家賃減免申請受付	約 23,000件
入居者公募事務	入居申込受付	約 5,000件
	同居承認申請受付	約 1,000件
入居者等への指導・連絡業務	地位承継申請受付	約 1,600件
	緊急修繕業務	約 24,000件
施設維持管理の事務	空家補修業務	約 4,000件

### マイナンバー導入後

指定管理者が情報連携を利用した情報照会ができないため、

- ①府職員が情報連携を利用し、申請の審査に必要な情報を照会する必要はある。
- ②従来どおり審査に必要な添付書類を申請者に書面で提出してもらう必要がある。

- ①指定管理者制度の導入効果が半減
- ②マイナンバー導入効果がなくなる

## 各種申請の審査に必要な添付書類

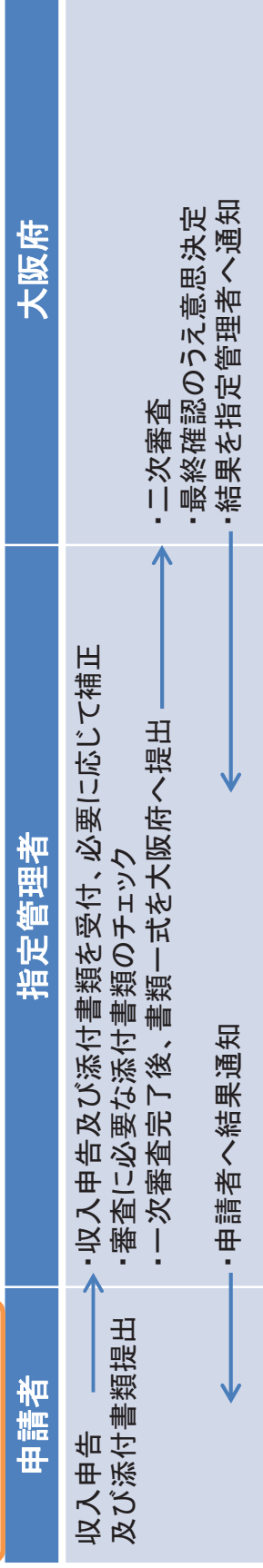
受付業務	内容	マイナンバーで取得可能な 審査に必要な添付書類
収入申告受付	家賃を決定するために必要な情報として、入居者からの収入の申告を受付ける。	課税証明 生活保護受給者証 障がい者手帳
家賃減免申請受付	収入が著しく低額であるなど特別の事情があると認めるとき、家賃を減免することができるため、当該申請を受付ける。	課税証明 生活保護受給者証 障がい者手帳
入居申込受付	当選者から提出される入居申込みにかかる書類を受付ける。	課税証明 住民票 生活保護受給者証 障がい者手帳
同居承認申請受付	入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき、承認申請を受付ける。	課税証明 住民票
地位承継申請受付	名義人が死亡又は退去した時点で同居していた者が引き続き入居しようとするとき、承認申請を受付ける。	課税証明 住民票 生活保護受給者証 障がい者手帳

## 事務の流れにおける具体的な支障

収入申告受付の例(年間約106,000件処理)

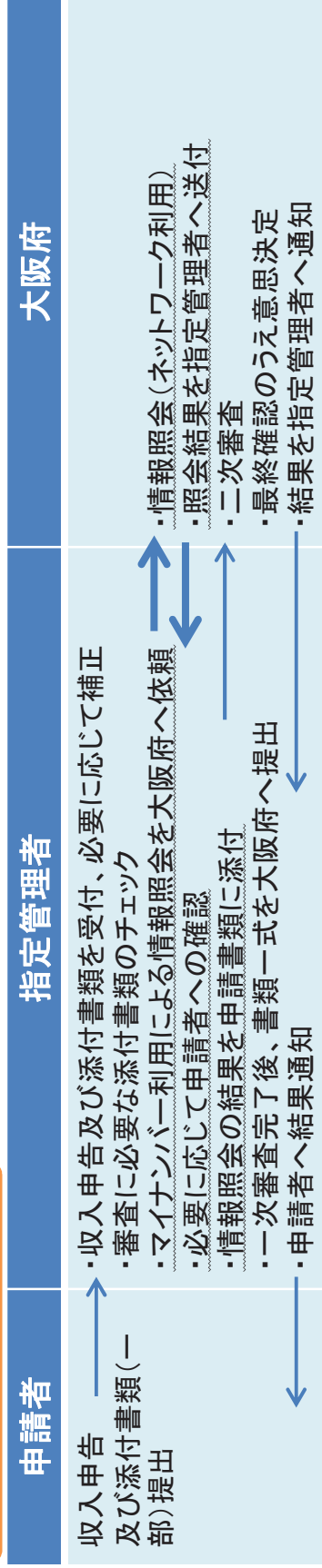
### 現行

添付書類はすべて申請者が取得のうえ指定管理者へ提出



### マイナンバー導入後

添付書類は申請者に代わり大阪府が情報連携により取得



### 問題点

行政の効率化  
につながらない

申請者への  
多大な影響

個人情報の  
漏洩リスクが高まる

- 指定管理者が情報連携できないため、大阪府が情報連携する必要が生じる。⇒ 非効率な事務処理
- 申請者に再度受付窓口に来所してもらう必要が生じる。⇒ 申請者の負担が増大
- 指定管理者と府で個人情報のやり取り回数が増える。⇒ 情報漏洩リスクが高まる

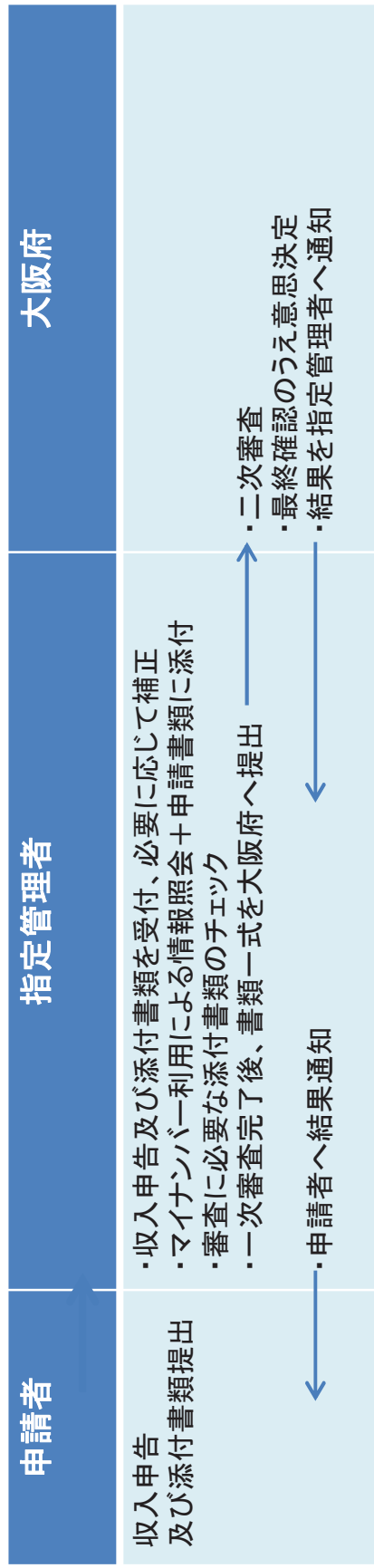


## 提案実現後の事務の流れ

収入申告受付の例(年間約106,000件処理)

### 提案実現後

添付書類は申請者に代わり指定管理者が情報連携により取得できる



### 提案実現の効果

行政の事務処理の効率化

申請者の利便性の向上

- ・指定管理者が情報連携できることで、すべての添付書類を迅速に揃えることができるとともに、不備等があれば受付時にその場で申請者に確認できる。⇒ 効率的な事務処理、申請者の負担軽減。
- ・指定管理者と府で情報のやり取り回数が減る。⇒ 情報漏洩リスクが軽減される。

## 提案実現後における情報連携イメージ

マイナンバー利用事務の委託を受けた指定管理者が情報連携を利用して市町村など他機関から情報提供を受けられるようになる。

